

令和 3 年度

佐世保市包括外部監査結果報告書

(概要版)

令和 3 年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

概要版目次

第1部 包括外部監査の概要

第1	包括外部監査の概要	1
第2	事件を選定した理由	1
第3	包括外部監査の手法	2
第4	包括外部監査の期間	3
第5	包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	3
第6	利害関係	4
第7	報告書の構成	4

第2部 補助金等制度

第1章	補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則	5
	第1 補助金の意義	5
	第2 佐世保市補助金等交付規則の内容	5
第2章	監査の観点・監査の方法	5
第3章	個別の補助金等制度の検証	6
	第1 企画部宇久行政センター産業建設課	6
	第2 環境部環境政策課	6
	第3 観光商工部ふるさと物産振興課	6
	第4 観光商工部観光課	7
	第5 企画部政策経営課	7
	第6 企画部地域交通課	7
	第7 企画部地域政策課	8

第 8	企画部文化振興課	8
第 9	教育委員会学校保健課	8
第 1 0	教育委員会社会教育課	8
第 1 1	教育委員会文化財課	8
第 1 2	教育委員会スポーツ振興課	8
第 1 3	子ども未来部保育幼稚園課	9
第 1 4	市民生活部コミュニティ・協働推進課	9
第 1 5	市民生活部市民安全安心課	9
第 1 6	観光商工部商工労働課	9
第 1 7	消防局総務課	1 1
第 1 8	土木部道路維持課	1 1
第 1 9	農林水産部水産課	1 1
第 2 0	農林水産部農業畜産課	1 2
第 2 1	保健福祉部医療政策課	1 3
第 2 2	保健福祉部長寿社会課	1 4
第 2 3	保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室	1 4
第 2 4	保健福祉部保健福祉政策課	1 5
第 2 5	保健福祉部健康づくり課	1 5
第 2 6	防災危機管理局	1 5

第 3 部 政務活動費

第 1 章	前論	1 6
第 2 章	監査の観点・監査の方法	1 7
第 3 章	政務活動費の制度趣旨・沿革	1 7
第 4 章	政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査	1 7

第 1	判例調査の必要性	1 8
第 2	判例調査Ⅰ（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）	1 8
第 3	判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）	1 8
第 4	判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）	1 9
第 5 章	本監査における視点及び基準・方法	2 2
第 6 章	佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見	2 2
第 1	佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について	2 2
第 2	条例に対する意見等	2 3
第 3	規程に関する意見等	2 3
第 4	政務活動費運用指針に関する意見等	2 3
第 7 章	佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール	2 4
第 8 章	自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見	2 6
第 1	調査研究費	2 7
第 2	広報費	2 7
第 3	資料購入費	2 8
第 4	事務費	2 8
第 9 章	自民党市民会議の令和 2 年度報告書の調査・意見	2 8
第 1	調査研究費	2 8
第 2	研修費	2 8
第 3	広報費	2 8
第 4	資料購入費	2 9
第 5	事務費	2 9

第10章 自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和2年度の）	29
第1 令和元年度について	29
第2 令和2年度について	31
第11章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見	32
第1 各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見	33
第2 全体的な意見	34
第12章 第2部及び第3部を通じた評価等	36
第1 補助金及び政務活動費の検証について	36
第2 意見及び評価等	36
末尾資料：意見等の一覧表	38

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「、」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令、条例、内規等については、適宜略称をする際、本文中にてその旨を明示している。

※年度について

「原文が平成31年度」となっているものを除いて、原則として「令和元年度」と記載する。

※本概要版では、監査結果報告書につき、端的に「報告書」または「報告書本編」と称している。

第1部 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37の1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

佐世保市の補助金等制度及び政務活動費

(2) 外部監査の対象期間

原則として令和元年度及び令和2年度。ただし必要に応じて他年度。

第2 事件を選定した理由

1 補助金等制度

佐世保市は、新規事業、創業促進及び住民の福祉等政策目的達成のため、企業、個人営業主、非営利法人及び一般市民に対して、負担金、補助金、交付金及び貸付金の名称にて、経済的な支援を行っている（以下「負担金、補助金、交付金及び貸付金」について「補助金等」と総称することがある。）。その原資は税金であることから、その検証が佐世保市民に有益であると考えたものである。

2 政務活動費

政務活動費は、佐世保市が税金を用いて佐世保市議会の各会派の政務調査及びその関連事項の経費として経済的支援を行うものであり、広い意味で補助金等制度の一種といえる。そして、政務活動費制度については、住民の生活のために市政を担う市議会会派に対する金銭支給であることから、強度の透明性を求められるところであり、その検証が佐世保市民に有益であると考えた。

3 平成22年度佐世保市包括外部監査について

なお、平成22年度佐世保市包括外部監査テーマは、「負担金、補助金及び交付金について」及び「政務調査費について」であり、本監査と同趣旨である。本監査では、平成22年度の監査結果にも留意した。

4 弁護士の特性等

補助金等制度及び政務活動費は、いずれも佐世保市の条例や内規を根拠とするものである。また、補助金支出や政務活動費の使途等につき疑義がある場合、情報公開請求、住民監査請求を経ての住民訴訟等法的手続きへ移行することとなり、これらにつき、地方自治法の適用を受ける。

これらの法令・規範の解釈や佐世保市における現実の運用の適否の判断、そして、判例に照らした適否判断につき、具体的な訴訟等紛争において法適用と宣言を行う司法の一当事者であり、また、実体法の知識を有する弁護士の職責を活用することができる。

5 結語

以上より、佐世保市の補助金等制度及び政務活動費の現状を検証するべく、令和3年度の包括外部監査のテーマとして選定したものである。

第3 包括外部監査の手法

1 外部監査の対象部署

佐世保市の事務分掌として、補助金等制度を設けている関係部署全体並びに政務活動費を取り扱っている佐世保市議会の各会派及び議会事務局議会運営課を主要な監査対象とした。

2 外部監査の観点

佐世保市の補助金等制度及び政務活動費の現状監査につき、いずれも税金を直接の原資としていることから、適法性、有効性、経済性及び効率性の各観点に照らして適切であるかに留意した。

それぞれの語句の意味について、以下のとおりである。

- 適法性 法令等の根拠に照らし、佐世保市の補助金等制度及び政務活動費制度が適切に執行されているか。
- 有効性 事務・事業の遂行および予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか。
- 経済性 より少ない費用で実施できないか。
- 効率性 補助金等支出または政務活動費支出に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

3 外部監査の手続

主な手続は、以下のとおりである。

- (1) 関係資料（法規集・文献等）の収集・検証
- (2) 関係部署に対するヒアリング・書面照会
- (3) 関係書類の閲覧
- (4) 現場視察

第4 包括外部監査の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者

本監査において、監査人は、監査の事務に際し、監査人補助者による補助を受けている（地方自治法第252条の32の1項）。

監査人を含め弁護士5名体制である。

包括外部監査人	弁護士	田中	亮
包括外部監査人補助者	弁護士	馬場	章廣
同上	弁護士	澁谷	和利

同上 弁護士 堤 智 代 美

同上 弁護士 松 田 貴 史

第6 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第7 報告書の構成

1 全体の構成

第1部 包括外部監査の概要

第2部 補助金等制度

第3部 政務活動費

2 各部の各章の構成

本報告書では、第2部及び第3部ともに、基本的に、以下の構成で記載することとした。ただし、章によっては、当該構成での記載が難しい場合は、別の構成によっている。

(1) 概要

(2) 監査の観点・監査の方法

(3) 法令、内規等（規範）

(4) 現実の運用状況、手続内容の摘示（事実）

(5) 意見等

ア 規範に反しているものは「指摘」とする。

イ 規範には反していないものの改善・変更をすべきと考えるものを「意見」とする。

ウ 事務執行のうち評価されるべき点については、端的に「評価」と記載している。

第2部 補助金等制度

第1章 補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則

第1 補助金の意義

補助金は、国または地方公共団体の政策目標にあたり、多岐の分野にわたって事業者の取組みや住民の生活を支援するために、資金の一部を給付する制度である。負担金、交付金及び貸付金等の名称を用いられることもある。

第2 佐世保市補助金等交付規則の内容

1 前論

佐世保市は、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第53号 以下、「交付規則」という。）を制定しており、現在施行されている交付規則は、佐世保市ホームページにて公開されている。また、交付規則を補充するものとして要綱が定められている場合がある。

2 交付規則の内容【意見あり】

本書末尾「意見書等の一覧表」記載のとおりである。

第2章 監査の観点・方法

例年多数の補助金等の申請がなされ、支出がされている。そこで、令和2年度の補助金等で佐世保市の判断で支出された補助金等のうち、1件の金額が300万円以上のものから適宜選別して、要綱及び

申請・報告時に提出された資料を確認することにした。ただし、他の自治体など公的機関に対して支出されたものは除外することにした。

具体的な監査時のチェックポイントとしては、佐世保市の「補助金等見直しガイドライン」における基準や過去の監査を参考とした。

第3章 個別の補助金等制度の検証

第1 企画部宇久行政センター産業建設課【意見あり】

企画部宇久行政センター産業建設課が担当した補助金等のうち5件確認した。いずれも佐世保市雇用機会拡充事業補助金交付要綱に基づくものであった。意見については、本書末尾「意見等の一覧表」記載のとおりである。なお、第26までの各部署の補助金に対する指摘、意見及び評価についても本書末尾「意見書等の一覧表」のとおりである。

第2 環境部環境政策課【意見あり】

環境部環境政策課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は佐世保市離島し尿海上輸送費補助金交付要綱に基づくものであった。

第3 観光商工部ふるさと物産振興課

観光商工部ふるさと物産振興課が担当した補助金等のうち1件を確認した。この補助金等は交付規則に基づくものであった。なお、長崎県産地力パワーアップ緊急支援事業費補助金実施要綱、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱、長崎県補助金等交付規則も根拠となっているが、

長崎県の要綱については佐世保市の権限外であるため検証は省略する。
この補助金については、要綱及び運用等適切である。

第4 観光商工部観光課

観光商工部観光課が担当した補助金等のうち10件を確認した。これらの補助金等は交付規則のほか、佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金交付要綱に基づくものがあった。検証した補助金は、①新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会負担金、②佐世保観光コンベンション協会事業補助金、③佐世保観光コンベンション協会クルーズ客船受入業務補助金、④宇久町観光協会事業補助金、⑤九十九島誘客事業補助金、⑥佐世保観光コンベンション協会事業補助金(国際観光誘致事業/訪日外国人誘致事業)、⑦南九十九島海域利用円滑化協議会補助金、⑧宇久町観光協会国境離島補助金、⑨佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金、⑩周遊パスチケット電子化事業補助金である。

第5 企画部政策経営課【意見あり】

企画部政策経営課が担当した補助金等のうち、佐世保市俵ヶ浦半島地域振興に係る支援に関する要綱に基づく1件を確認した。

第6 企画部地域交通課【意見あり】

企画部地域交通課が担当した①佐世保市松浦鉄道施設整備事業費補助金、②佐世保市基幹公共交通持続化支援給付金を検証した。

第7 企画部地域政策課

国境離島航路運賃軽減事業負担金及び佐世保市離島輸送コスト支援事業補助金を検証した。

第8 企画部文化振興課【意見あり】

島瀬美術センター特別展負担金及びアルカスSASEBO事業運営費補助金を検証した。

第9 教育委員会学校保健課【意見あり】

教育委員会学校保健課が担当した補助金等のうち公益財団法人佐世保市学校給食会運営補助金（助成金）を確認した。

第10 教育委員会社会教育課【意見あり】

教育委員会社会教育課が担当した佐世保市徳育推進事業交付金を確認した。

第11 教育委員会文化財課

教育委員会文化財課が担当した佐世保市文化財等保存整備事業補助金を確認した。

第12 教育委員会スポーツ振興課【意見あり】

1 海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金

県立海洋スポーツ基地カヤックセンターの管理費等を負担するため拠出されている。

2 佐世保市体育協会運営補助金

佐世保市におけるスポーツの普及と発展を推進するため各種事業の企画・運営を行っている佐世保市体育協会の運営を補助するため補助金を交付している。

第13 子ども未来部保育幼稚園課

子ども未来部保育幼稚園課が担当した佐世保市障がい児保育事業を確認した。

第14 市民生活部コミュニティ・協働推進課【意見あり】

1 佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金

地域ごとに独自の催しを行うなどし、各地域の活性化をはかるための事業費として補助金を交付している。

2 佐世保市コミュニティ助成事業補助金

備品の整備により地区住民の参加拡充、地域の活性化をはかる目的で補助金を交付している。

第15 市民生活部市民安全安心課【意見あり】

市民生活部市民安全安心課が担当した補助金等のうち佐世保市防犯協会活動事業補助金を確認した。

第16 観光商工部商工労働課

1 佐世保市観光地づくり重点支援事業補助金

消費の落ち込む冬季にイルミネーション、イベント等の事業を実施

することにより、市内外から観光客を呼び込み地域活性をはかるための事業費を補助するための補助金である。

2 佐世保市高齢者就業機会確保事業費等補助金

佐世保市シルバー人材センターの運営を補助するための補助金である。

3 佐世保市中小企業創造的技術開発支援事業補助金

中小企業の創造的技術開発及び企業販路開拓を支援するための補助金である。

4 佐世保市中小企業輸送費支援事業補助金

佐世保市内の中小企業者が、九州圏外への新たな販路開拓を行う際の輸送コストの一部を補助するための補助金である。

5 佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金【意見あり】

佐世保市内の中小企業がプロフェッショナル人材を採用する場合に要する経費の一部を補助するための補助金である。

6 させぼ振興券発行事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大により経営が悪化した市内事業者の支援及び地域経済の活性化を目的としたプレミアム付き商品券の発行を補助するための補助金である。

7 中小企業勤労者福祉サービスセンター支援事業補助金【意見あり】

中小企業労働者に対する福利厚生事業の実施を支援するために補助金を交付している。

8 魅力ある商店街創出支援事業補助金【意見あり】

商店街の活性化を目的とした各種事業の実施を支援するために補助金を交付している。

第17 消防局総務課【意見あり】

消防局総務課が担当した補助金等のうち佐世保市消防団運営交付金について確認した。本補助金は、佐世保市消防団に対して、消防団運営交付金要綱の交付要綱に掲げる対象経費について、交付するものである。

第18 土木部道路維持課

土木部道路維持課が担当した補助金等のうち里道及び公衆用道路事業交付金を確認した。本補助金は、主に歩行者の利便性・安全性を向上させるために、佐世保市内の法面や側溝などを工事するというものである。

第19 農林水産部水産課

1 栽培漁業事業化促進事業費補助金【意見あり】

この補助金は、交付規則に基づき、栽培漁業の定着を図るために行う種苗の中間育成・放流事業に関する補助金である。

2 増養殖漁業振興対策事業【意見あり】

この補助金は、交付規則に基づき、栽培漁業の定着を図るために行う種苗の中間育成・放流事業等に関する補助金である。

3 佐世保市漁業者経営持続化給付金【意見あり】

新型コロナウイルス感染症の影響により、水産物全体の魚価の下落や養殖魚・高級魚を中心とした取引量の減少による漁業収入の減少が深刻化しており、漁業者の経営維持につなげるために給付金による支援を行うものである。

4 養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金【意見あり】

本補助金は、上記の通り、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を強く受けている養殖漁業者に対して、同感染症による新しい生産や販売方法の創出に向けた取り組み、国内外の販路回復や開拓のための取り組みに要する経費を補助するものである。

5 生産基盤整備事業費補助金【意見あり】

栽培漁業の拠点整備の経費を補助するものである。

6 沿岸漁業振興奨励事業費補助金

本補助金は、漁業協同組合又は漁業者の団体を対象として、経営改善に取り組む漁業者等に対し、その収益性や効率化を向上させ収益増加のための取組に対する補助金である。

7 離島漁業再生事業交付金（特定有人国境離島漁村支援交付金）

本補助金は、特定有人国境離島漁村における漁業への着業（新規就業）や、雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備に関する取組のための経費に対する補助金である。

8 離島漁業再生支援交付金（基本補助金）【意見あり】

本補助金は、漁業の再生に関する話し合い等、漁場の生産力の向上に関する取組、漁場の再生に関する実践的な取組に対して交付がなされるものである。

第20 農林水産部農業畜産課

1 農業所得安定対策推進事業費補助金

本補助金の目的は、農業者の所得安定を推進する中、国の施策である「経営所得安定対策」を活用することで低迷する農業所得の安定を図ることである。

2 環境保全型農業推進事業費補助金

本補助金は、地球温暖化防止・生物多様化保全等に効果の高い活動を行うため化学肥料や農薬使用の半減等に取り組む営農活動農家に対して支援を行うものである。

3 農業生産基盤整備事業費補助金（佐世保市肉用牛導入事業）

本補助金は、優れた繁殖能力と高い産肉能力を持つ優良雌牛の導入に取り組む、繁殖雌牛群の整備を図るためのものである。

4 中山間地域等直接支払交付金【意見あり】

本補助金は、佐世保市中山間地域等直接支払交付金交付要綱に基づき、農業生産活動の維持を図りながら、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の持つ多面的機能の増進を図ることを目的とし、協定に基づき集落一体となって活動を行うための経費を補助するものである。

5 多面的機能支払交付金【意見あり】

本補助金の目的は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するものである。

6 農業生産基盤整備事業費補助金（畜産・酪農）

本補助金の目的は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や飲食店の休業、インバウンドの減少により、肉用牛肥育農家の子牛価格の低迷等の経営的損害に迅速に対応し、肉用牛に対し助成金を交付しその経営維持を支援することである。

第2章 保健福祉部医療政策課

1 病院群輪番制病院運営事業負担金

病院群輪番制病院運営事業の負担金を県北地域救急医療圏の構成市町で負担するものである。

2 病院群輪番制病院（施設・設備）整備事業補助金

長崎県救急医療対策事業補助金実施要綱等に基づき、病院群輪番制病院の施設・設備整備を対象とした補助金である。

3 地方独立行政法人北松中央病院運営費負担金

佐世保市設立の地方独立行政法人北松中央病院の運営費負担金である。

4 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター運営費負担金

前3と同じく佐世保市設立の地方独立行政法人佐世保市総合医療センター運営費負担金である。

5 新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金

本件は新型コロナウイルス感染症の影響で必要となった医療機器等の整備を対象とした補助金である。

第22 保健福祉部長寿社会課

1 佐世保市公的介護施設等整備費補助金

本補助金は佐世保における介護施設の設備や備品の購入費用の補助を目的として交付されている。

2 佐世保市軽費老人ホーム事務費補助金

軽費老人ホームの事務費の補助を目的として交付されている。

第23 保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室

保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室が担当する佐世保市新型コロナウイルス感染症設備整備事業補助金を確認した。

第24 保健福祉部保健福祉政策課

1 佐世保市民生委員児童委員協議会連合会活動費補助金

民生委員児童委員を支援する佐世保市民生委員児童委員協議会連合会の活動を補助するものである。

2 佐世保市社会福祉協議会活動支援事業補助金

本補助金は、佐世保市社会福祉協議会が行う地域福祉活動等を支援することを目的としている。

第25 保健福祉部健康づくり課

1 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金

本補助金は、地域における高齢者の生活を健全で豊かなものにすることを目的とする老人クラブの活動を育成するため、高齢者福祉の向上を図っている。

2 老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」運営補助金【意見あり】

社会福祉法人佐世保市社会福祉協議会が運営する老人福祉センターの運営を補助する目的で支出している。

第26 防災危機管理局

防災危機管理局が担当する補助金等のうち佐世保市地区防災計画策定推進事業補助金を確認した。

第3部 政務活動費

第1章 前論

1 政務活動費概要

政務活動費は、地方自治法第100条第14項ないし第16項に基づき、地方議会議員に交付される活動経費である。その目的は、地方議員の住民代表、地方行政監視、政策立案等の議会の権能を十分に発揮するため、これに必要である議員の調査研究並びに広報広聴や事務処理等活動の経費を支出することにある。

2 政務活動費が住民の監視対象となる理由

納税者からの税金の使い道への監視は、国民主権、住民自治を採用している日本国において、主権者としての当然の権利である。この観点から、政務活動費が、公金からの支出である以上、住民の監視対象となることも必然であるが、こと政務活動費については、一括前払制度が通例となっており、その使途の是非は事後判断となるため、住民による監視の必要性が高いといえる。

3 佐世保市の政務活動費の特徴

- (1) 交付先は、議員個人ではなく会派である。
- (2) 根拠法令は、佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例、佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程。なお、使途基準として、政務活動費運用指針が設けられている。
- (3) 各会派の報告書につき、住民に対して、領収書等の疎明資料とともに、佐世保市ホームページを用いて公開されている。

第2章 監査の観点・監査の方法

①政務活動費制度の沿革、制度趣旨に関する調査、②判例の調査、③本件監査における監査の視点確定、調査基準の策定、④佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見、⑤佐世保市の各会派の令和元年度、令和2年度報告書の調査・意見、⑥佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革

日本国憲法制定以前、地方議会議員は、名誉職とされ俸給はなく、費用弁償（旅費及び滞在手当）のみが支給されていた。しかし、昭和21年、日本国憲法が公布され、前憲法下での府県制改正により公務に携わる者の名誉職が廃止されたことに伴い、地方議会議員に対しても「報酬」が支給されることとなった。地方議会議員への経費支給については、法律上の根拠が必要となり、「(都道府)県政調査交付金」制度が採用されたが、平成12年地方自治法改正により、政務調査費が定められた（平成12年改正時第100条）。そして、政務調査費制度につき、地方議員の市政・県政へ反映させる調査活動推進という有益性があり、議員活動の活性化を図るため、調査研究活動以外の地方議員の活動にも支出対象とすることへの要請が地方議会より求められた。その結果、平成24年地方自治法改正により、「政務調査費」は、「政務活動費」に名称を変更し、条例の根拠に基づき、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」へ政務活動費の交付が可能となった（現行地方自治法第100条）。

第4章 政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査

第1 判例調査の必要性

本監査にあたり、①裁判所は、政務活動費支出の適法、違法の判断にあたりどのような思考基準に拠っているのか、②個別の事件の会派または議員による具体的使途に対して裁判所がいかなる基準にて適法、違法の評価を下しているのかを明らかにすることは不可欠である。

第2 判例調査Ⅰ（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）

政務活動費制度の目的について、最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決（当時は政務調査費制度）が以下のとおり判示している。

【最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決】

地方自治法100条は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定した上（13項）、「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」こと（14項）を規定している。これらの規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

※13項、14項はいずれも当時のものであり、現在は、14項、15項に相当。

第3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）

各地方自治体が策定した具体的使途基準や内規等について、政務活動に資するために必要な経費について定めるものとして、合理性があると認められる場合、個別の支出がその使途基準等に適合するかどうかの判断にあたり、最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決（当時は政務調査費制度）は、以下のとおり判示している。

【最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決】

地方自治法100条13項（当時）は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の女性を制度化したものであると解される。（中略）そうすると、本件用途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。⇒目黒区議会議員が目黒区に対する住民訴訟を提起した際、①住民訴訟に証拠として提出する録音テープの反訳等費用、②法廷での区職員等の速記録反訳費用、③訴訟提起手数料等につき、③は政務調査費の調査研究費その他の項目との合理的関連性が認められず違法であるが、①、②は反訳文書を議員のホームページや広報誌に掲載しており、また、議会質疑にも用いることができることから、調査研究費以外の資料作成費や広報費に該当する可能性があるから用途基準に適合しないとは言えないとした。

第4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）

本監査にあたり、佐世保市の事例判断のため参考とした判例は以下のとおりである。各判例にて裁判所が判示している政務活動費の適否の判断基準については、後述する分類毎の基準に付記している。なお、本件監査に、以下の判例を援用する場合、「1 山梨県議会旅費等返還請求事件」の場合、「裁判例1」と表示する。

- 1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）
- 2 橿原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

- 3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）
- 4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）
- 5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）
- 6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）
- 7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）
- 8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）
- 9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）
- 10 徳島市議会政務調査費違法支出不当利得返還命令請求控訴事件（高松高等裁判所平成24年10月18日判決）
- 11 釧路市議会損害賠償請求控訴事件・同附帯控訴請求事件（札幌高等裁判所平成23年11月25日判決）
- 12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）
- 13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。
- 14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）
- 15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

1 6 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成
2 3 年 1 月 1 9 日判決）

1 7 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法
廷平成 2 2 年 9 月 3 0 日判決）

※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。

1 8 函館市議会公金等不当利得返還請求等控訴事件（札幌高等裁判所平成
2 2 年 9 月 1 6 日判決〔差戻審〕）

1 9 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成 2 2
年 3 月 2 9 日判決）

2 0 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成 2 2 年
3 月 2 6 日判決）

2 1 函館市議会公金不当利得返還等請求事件（最高裁判所第三小法廷平成
2 2 年 2 月 2 3 日判決）

2 2 枕崎市議会政務調査費返還履行請求事件（福岡高等裁判所宮崎支部平
成 2 1 年 9 月 1 8 日判決）

2 3 太田原市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平
成 2 1 年 7 月 1 5 日判決）

2 4 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所
平成 2 1 年 2 月 2 6 日判決）

2 5 倉敷市議会政務調査費返還請求事件（岡山地方裁判所平成 2 1 年 2 月
1 7 日判決）

2 6 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第二小法
廷平成 2 1 年 1 月 1 6 日判決）

2 7 島根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成 2 0 年 1 1
月 1 0 日判決）

2 8 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成 2

9年5月26日判決)

第5章 本監査における視点及び基準・方法

1 本監査の視点

本監査では、個別の政務活動費の適法性判断にあたり、法令及び判例を根拠としつつ、会派側にとって厳しい視点にて行うこととした。ただし、それぞれの根拠とする判例については、前提事実の違いや射程の問題があり、また、仮に、本監査において違法と判断する場合であっても、会派による反論及び反証によって適法とされることもあり得ることは付言しておく。

2 本監査の基準・方法

佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について、地方自治法と政務活動費制度の趣旨に照らし、その合理性の有無を調べる。その上で、佐世保市の各会派の令和元年度報告書及び令和2年度の報告書より把握できる個別具体的な政務活動費支出につき、その目的及び性質が合理性を有するか否かを調査する。

第6章 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見

第1 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について

1 佐世保市議会政務活動費交付条例（平成25年2月27日条例第2号）

特徴は、①交付対象が会派であること、②交付額は、月毎当該会派所属議員数に5万円を乗じた額であり、各半期に一括給付される預託方式であること、③政務活動費を充てることができる範囲として、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉

の増進を図るために必要な活動」としていることである。

2 佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程（平成25年2月27日議会規程第1号）

佐世保市議会は、政務活動費につき、本規程にて必要事項を定めている。

3 政務活動費運用指針（平成29年3月）

(1) 佐世保市議会は、政務活動費の使途基準として、政務活動費運用指針を定めている。同運用指針は、①政務活動費の概要説明、②政務活動費の使途基準説明、③政務活動費各項目の使途基準運用指針説明、④領収書等の整理及び情報公開説明を内容としており、上記佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例及び同交付に関する規程と政務活動費に関する書式が添付されている。

(2) 佐世保市の政務活動費運用指針の特色は、①「広報費」と「広聴費」が分割されており、包括的なガソリン代、携帯電話代の支出を認めていること、②「調査研究費」につき、鉄道費、バス代等の旅費と宿泊費が支出可能とされているところ、旅費の支給方法については、佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずるものとされている。③「研修費」につき、使途基準の主な内容として、調査研究委託費等も含まれていることである。

第2 条例に対する意見等【評価、意見あり】

評価、意見については末尾「意見等の一覧表」記載のとおりである。

第3 規程に関する意見等【意見あり】

末尾「意見等の一覧表」記載のとおりである。

第4 政務活動費運用指針に関する意見等【指摘、意見あり】

末尾「意見等の一覧表」記載のとおりである。

第7章 佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール

(1) 各会派の政務活動費収支（令和元年度その1）

令和元年度4月							
(1) 収入							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
政務活動費	400,000	350,000	250,000	200,000	200,000	150,000	1,550,000
(2) 支出							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
調査研究費	1,400	166,200	0	0	0	0	167,600
研修費	0	0	0	0	0	0	0
広報費	114,330	52,105	57,150	41,540	48,522	40,133	353,780
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
資料購入費	16,092	67,182	0	4,130	0	6,544	93,948
人件費	0	0	0	0	0	0	0
事務費	89,614	167,272	68,928	171,103	31,968	28,736	557,621
計	221,436	452,759	126,078	216,773	80,490	75,413	1,172,949
(3) 残額							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
残額（返納）	178,564	0	123,922	0	119,510	74,587	496,583

(2) 令和元年度その2

令和元年度5月～3月					
(1) 収入					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
政務活動費	11,250,000	3,850,000	2,200,000	550,000	17,850,000
(2) 支出					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
調査研究費	3,795,550	1,650,930	28,760	0	5,475,240
研修費	0	0	216,760	0	216,760
広報費	2,501,745	1,554,141	606,748	27,625	4,690,259
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0
資料購入費	362,850	157,760	48,193	56,350	625,153
人件費	0	0	0	0	0
事務費	2,342,704	708,853	494,800	207,480	3,753,837
計	9,002,849	4,071,684	1,395,261	291,455	14,761,249
(3) 残額					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
残額(返納)	2,247,151	0	804,739	258,545	3,310,435

(3) 令和2年度

令和2年度4月～3月						
(1) 収入						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
政務活動費	11,400,000	4,200,000	2,400,000	600,000	600,000	19,200,000
(2) 支出						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
調査研究費	1,444,720	488,720	0	0	0	1,933,440
研修費	347,190	0	0	0	0	347,190
広報費	2,662,520	1,460,214	570,387	21,838	182,904	4,897,863
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0
資料購入費	158,406	178,693	49,200	68,112	0	454,411
人件費	0	0	0	0	0	0
事務費	1,999,640	1,361,613	741,287	249,502	168,905	4,520,947
計	6,612,476	3,489,240	1,360,874	339,452	351,809	12,153,851
(3) 残額						単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	歩みの会	合計
残額(返納)	4,787,524	710,760	1,039,126	260,548	248,191	7,046,149

傾向として、①要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、人件費が支出されていない。②多くの議員を擁する佐世保市民会議、市民クラブ、公明党の政務活動費支出につき、広報費の占める割合が大きい。

なお、目的性質の合理性判断に関するスケールは、報告書本編末尾に添付している。

第8章 自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見

以下の支出を調査した。これらに対する意見は、本書末尾「意見等の一覧表」記載のとおりである。なお、第9章及び第10章も同様である。

第1 調査研究費

- 1 大村湾議員連盟会費【意見あり】
- 2 ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費【意見あり】
- 3 長崎県女性議員協議会2019年度会費【意見あり】
- 4 東京視察（7名）
- 5 沖縄視察（15名）【指摘あり】
- 6 東京視察（1名）【意見あり】
- 7 大分県玖珠郡九重町視察（17名）
- 8 新上五島町視察（1名）【意見あり】
- 9 佐世保市宇久町視察（16名）
- 10 豊橋市・藤沢市視察及び行政管理講座受講【指摘、評価あり】
- 11 佐世保市宇久町視察（1名）【意見あり】
- 12 佐世保市黒島町視察（1名）【意見あり】
- 13 いのちを見つめる会講演会【指摘あり】
- 14 佐世保鎮守府開庁130年記念式典【指摘あり】
- 15 佐世保市老人福祉大会【指摘あり】
- 16 特定複合観光施設（IR）セミナー（2名）【意見あり】
- 17 世界で最も美しい湾クラブ除幕式【指摘あり】
- 18 消防出初式【指摘あり】
- 19 若手認定農業者視察【指摘あり】

第2 広報費

- 1 ガソリン代【指摘あり】
- 2 電話代【指摘あり】

第3 資料購入費【指摘あり】

第4 事務費

- 1 事務機器費【指摘、評価あり】
- 2 事務消耗費【指摘あり】
- 3 その他【評価・指摘あり】

第9章 自民党市民会議の令和2年度報告書の調査・意見

第1 調査研究費

- 1 佐世保市高島・黒島現地調査（17名）
- 2 倉敷市出張（4名）【指摘、意見あり】
- 3 岩国市・広島市視察（9名）【指摘あり】
- 4 呉市・広島市出張、財政研修（6名）

第2 研修費

- 1 大阪市での財務研修（1名）【指摘あり】
- 2 広島市での財務研修（3名）
- 3 政務活動費研修（L I V E研修）
- 4 スポーツ施設研修会【意見あり】

第3 広報費

- 1 前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会【指摘あり】
- 2 ガソリン代【指摘あり】
- 3 電話代【指摘あり】
- 4 印刷製本費・郵送料【意見あり】

第4 資料購入費【指摘あり】

第5 事務費

- 1 事務機器費【指摘、評価あり】
- 2 事務消耗費【指摘あり】
- 3 その他

第10章 自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和2年度）

第1 令和元年度について

1 緑政クラブ

- (1) 調査研究費（駐車料）【指摘あり】
- (2) 広報費
 - ア ガソリン代【指摘あり】
 - イ 電話代【指摘あり】
 - ウ インターネット利用料【指摘あり】
 - エ タブレット端末通信費負担金
- (3) 資料購入費（新聞購読料）【指摘あり】
- (4) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

2 市政クラブ

- (1) 広報費
 - ア ガソリン代【指摘あり】
 - イ 電話代【指摘あり】
 - ウ タブレット端末通信費負担金
- (2) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

3 市民クラブ

(1) 調査研究費

- ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】
- イ 鳥取県東伯郡琴浦町視察（1名）【意見あり】
- ウ 北海道函館市等視察旅行（7名）【意見あり】
- エ 愛媛県松山市等視察（7名）【意見あり】

(2) 広報費

- ア 市議会だよりの印刷費用及び郵送費用【指摘あり】
- イ ガソリン代【指摘あり】
- ウ 電話代【指摘あり】
- エ インターネット利用料【指摘あり】
- オ タブレット端末通信費負担金

(3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】

(4) 事務費（プリンターリース料等及び事務用品購入費）【指摘、評価あり】

4 公明党

(1) 調査研究費

- ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】
- イ 長崎県女性議員協議会費【意見あり】
- ウ 視察研修のキャンセル料【指摘あり】
- エ 沖縄県宜野湾市等視察（2名）【指摘、意見あり】
- オ 新上五島町視察（1名）【意見あり】

(2) 広報費

- ア ガソリン代【指摘あり】
- イ 道路通行料【指摘あり】
- ウ 電話代【指摘あり】

- エ インターネット利用料【指摘あり】
 - オ タブレット端末通信費負担金
 - (3) 資料購入費（新聞購読料）
 - (4) 事務費について（プリンターリース料等及び事務用品購入費）【指摘、評価あり】
- 5 社会民主党
- (1) 広報費
 - ア ガソリン代【指摘あり】
 - イ 電話代【指摘あり】
 - ウ タブレット端末通信費負担金
 - (2) 資料購入費（新聞購読料）
 - (3) 事務費（プリンターリース料及びカウンター料）【指摘、評価あり】
- 6 日本共産党
- (1) 広報費について
 - ア 電話代【指摘、評価あり】
 - イ タブレット端末通信費負担金
 - (2) 資料購入費（新聞購読料）
 - (3) 事務費（プリンター等リース料）【指摘、評価あり】

第2 令和2年度について

- 1 市民クラブ
- (1) 調査研究費（対馬市視察：7名）【意見あり】
 - (2) 広報費
 - ア 市議会だよりの印刷費用
 - イ ガソリン代【指摘あり】
 - ウ 電話代【指摘あり】

- エ インターネット利用料【指摘あり】
 - オ タブレット端末通信費負担金
 - (3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】
 - (4) 事務費（プリンターリース料及び事務用品購入費等）【指摘、評価あり】
- 2 公明党
- (1) 広報費
 - ア ガソリン代【指摘あり】
 - イ 道路通行料【指摘あり】
 - ウ 電話代【指摘あり】
 - エ インターネット利用料【指摘あり】
 - オ タブレット端末通信費負担金【指摘あり】
 - (2) 資料購入費（新聞購読料）
 - (3) 事務費（プリンターリース料及び事務用品購入費等）【指摘、評価あり】
- 3 日本共産党
- (1) 広報費（タブレット端末通信費負担金）
 - (2) 資料購入費について（新聞購読料）
 - (3) 事務費について（プリンター及びパソコンリース料）【指摘、評価あり】
- 4 歩みの会
- (1) 広報費
 - ア ガソリン代【指摘あり】
 - イ 電話代【指摘、評価あり】
 - ウ タブレット端末通信費負担金
 - (2) 事務費（事務用品購入費）【指摘あり】

第11章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

第1 各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見

1 自民党市民会議

佐世保市議会の最大会派であることから、少なくない政治活動費支出を行っており、かつ、そのこと自体本会派の責務であるといえる。主に、視察出張や研修、催事参加等、他の会派よりも多額の支出がなされている傾向があるが、提出されている報告書につき、佐世保市の行政課題との関連性の観点を中心に不足していると思われるものが存在したので、以後改善していただきたい。なお、違法と判断した支出につき、故意ないし悪質なものと評し得るものはなかったことは評価されるべきである。

2 その他の会派（会派の組織変更があったため令和2年度の会派を対象とする。）

(1) 自民党市民会議以外の会派についても、政務活動費の私物化等悪質なものや故意による違法な支出等は本監査では見当たらなかった。これについては、評価されるべきである。

(2) 市民クラブは、自民党市民会議に次ぎ、積極的な政務活動を行っているが、報告書の内容不足と考えられるものがあり、改善を求める。

(3) 公明党も、視察出張を積極的に行っている会派といえる。やはり、報告書につき市民クラブと同様の充実化に努めていただきたい。

(4) 日本共産党は、本件監査で特に佐世保市に是正を求める「広報費」名目での包括的な支出容認の慣例について、唯一議員個人の携帯電話代、ガソリン代を請求していない。これについては大きく評価できる。その他、一部違法と考え得る部分はあったので、留意していただきたい。

(5) 歩みの会は、調査研究、広告費、事務費等、広く政務活動費を活用している。携帯電話代につき、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求書発行代を外す等、細やかな配慮をしていることがあるが、他

方で、請求書に添付されている資料につき不足を感じるがあった。
留意していただきたい。

第2 全体的な意見

1 広報費名目による包括的な支出容認慣行問題

佐世保市は、広報費名目にて、①包括的なガソリン代、②会派控室の固定電話代、ファクシミリ代、インターネット利用料、③会派所属議員の包括的な携帯電話料金支出を認める運用を行っているが、これらにつき、「いかなる広報活動を行うのか。」という想定、「いかなる広報活動を行ったのか。」の検証とも全く存在していない。仮に、佐世保市にて、ガソリン代、議員の携帯電話代についての現在の運用を維持するのであれば、実際に政務活動として利用される例を検証し、「事務費」、「要請陳情活動費」等を加えることを検討し、また、議員のガソリン代、携帯電話代請求にあたり、月毎の政務活動として携帯電話や自動車を利用したことについて、記録を作成し、政務活動費請求にあたり提出させるという改正が考えられる。

2 報告書の改善

各会派の個別支出の監査にて指摘しているが、報告書不存在または内容不十分という事情が顕著であった。特に、①報告書は出されているが、佐世保市の行政課題との関連性について記載が不足している、②1000円未満の支出については、その移動を手段とした政務活動についての報告書が全く無いという例が多いという問題については、改善を求める。

それから、報告書の活用となるが、例えば、事務機器の購入、書籍等資料の購入につき、これらの購入が政務活動のためなぜ必要であるのかを簡略でもよいから記録化しておくことが有効と思われる。

3 平成22年度の佐世保市包括外部監査における提言との関係

(1) 旅費について

平成22年度監査においては、①海外視察旅行については、「公的な視察と私的な観光部分の線引き」、「私的な観光部分の自費負担制度確立」との意見、②旅費につき詳細な行程表の添付義務がないが、これを作成することが望ましいとの意見がなされたが、平成30年の段階で改善に至っていないと思われる事例があった。いずれも改善を検討していただきたい。

(2) 携帯電話使用料について

ア 平成22年度監査において、「支出額が7000円以下の場合は、全額が精算される。」という問題について、まず携帯電話使用料の2分の1のみ政務活動費の支出を認めるという変更をすべきとしているが、これについては、同意見に沿った改正がなされている。

イ 次に、平成22年度監査では、上限額を7000円（2分の1按分前は1万4000円）としていることについて、実際の議員の平均支出額はそれよりも低く、基礎的前提の見直しも必要ではないかと思われる。」（28頁）とされている。しかし、この点については、改定はなされていない。本監査の改廃を含めて見直されたい。

(3) 燃料費について

平成22年度監査においては、「支出額が1万円以下の場合は、全額が精算される。」という制度について、先行して2分の1のみ支出を認めるようにとの早急の改善を求める意見が出されたが、これに応じた改正がなされている。

他方、燃料費、すなわちガソリン代についても、包括的支出を容認する現行の運用について改廃を検討していただきたい。

(4) 新聞購読料について

平成22年度監査においては、「緑政クラブにおいて、平成19年は新

聞赤旗及び日本農業新聞を、平成20年については新聞赤旗を複数購読」(35頁)していたとした上で、「新聞を会派で購読するものである以上、同じ新聞を会派内で複数購読する必要は無いものと言えるので今後注意をすべきである。」(35頁)としている。しかしながら、令和元年度時点で、自民党市民会議及び緑政クラブにおいて、同一新聞の複数購読の事実が存在した。上記の提言にもかかわらず改善が不足していたといえる。

4 後払い方式について

政務活動費の交付の方式としては、大きく、先払い方式と後払い方式に区別される。現在、先払い方式が主流であるといえるが、後払い方式を採用している地方自治体もあり、①無駄遣いの防止、②後日違法と判断されることの予防の観点で優れていると思われる。佐世保市においても導入を検討していただきたい。

第12章 第2部及び第3部を通じたの評価等

第1 補助金等及び政務活動費の検証について

補助金等及び政務活動費とも税金が原資であり、現在の時勢からして厳しい評価に晒されることが予測される。特に政務活動費については、後付けで違法主張されやすい分野であること、ICTの活用による改善が大きく見込まれることを留意されたい。

第2 意見及び評価等

1 補助金等制度につき、38件の意見

2 政務活動費につき、16件の評価、29件の意見、67件の指摘

を呈示した。補助金等については、明らかに法令に抵触しているとの判断

に至るものはなかった。他方で、政務活動費については、判例に照らして、改善を行うべきと判断する部分が相当数存在した。

意見等の一覧表

番号	意見等	意見等の概要	頁（本編）
第2部 補助金等制度			
第1章 補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則			
1	意見	佐世保市補助金等交付規則第1条 「不正な申請・不正使用の防止を図ること」を明記するべきである。	8
2	意見	佐世保市補助金等交付規則第4条 ①各補助金について「補助金等を交付すべきもの」に該当するか否かを判断する具体的な要件又はチェックリストを作成する必要がある。 ②補助金等の交付決定に際して、全部署共通のフォーマットを作成するべきである。 ③本条につき、「すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならない。」との文言を付記し、各補助金について、交付決定までの標準的な期間を公表するべきである。	12
3	意見	佐世保市補助金等交付規則第6条 実施報告書の提出時期については、補助金等の種類や内容に照らして定め、根拠となる要綱や交付の決定時の条件に明記する必要があると考える。	15
4	意見	佐世保市補助金等交付規則第11条 補助金決定の通知につき、決定書の郵送や窓口での交付に限定することなく、メールやダクシミリによる方法を検討するべき。	19
第3章 個別の補助金等制度の検証			
5	意見	佐世保市雇用機会拡充事業補助金 本補助金は全体として高額な案件が多く、市としてもその用途については十分に監督指導することが求められる。今後は、対象事業者選定の足きりラインである基準点を高く設定するなどし、適切な事業者に適切な金額の補助金を交付することができるよう改善をすべきである。	35
6	意見	佐世保市離島し尿海上輸送費補助金 補助の終期が設定されていないという問題があるものの、離島に住民が居住を続ける限りし尿収集の問題は発生し続ける。また、今後更に過疎化が進み事業負担が増加することが懸念されるため、コスト削減等に努めるよう事業者に求めるべきである。	38
7	意見	新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会負担金 佐世保市としては、今後同種の負担金を交付するに際しては、より充実した報告書の提出を求めるべきである。	41
8	意見	佐世保観光コンベンション協会事業補助金 本補助金のみならず、佐世保観光コンベンション協会が行っている事業には毎年多額の補助金が投入されている。それゆえ、その用途、金額等について佐世保市の責任のもと適切に監督是正を行っていくことが求められる。	42
9	意見	佐世保観光コンベンション協会クルーズ客船受入業務補助金 事業者からの事業報告も詳細であり処理も適切に行われているものの、補助金額に見合った成果があるのか必ずしも明らかではない。今後は、新型コロナウイルスの影響を前提とした取り組みを行っていくべきである。	42
10	意見	宇久町観光協会事業補助金 今後、新型コロナウイルスの影響により事業内容の見直しは不可避と考えられるため、引き続き補助金の用途・額については見直しを行っていく必要がある。	43

11	意見	九十九島誘客事業補助金 本補助金交付の効果は、その対象ではないハウステンボスにも間接的に寄与している側面があるから、九十九島エリアの誘客に繋がるよう、事業内容等の見直しを行い、補助金交付の効果が適切に反映されるよう努力すべきである。	43
12	意見	佐世保観光コンベンション協会事業補助金(国際観光誘致事業/訪日外国人誘致事業) 新型コロナウイルス流行や周辺アジアの対日感情等のマイナス要因リスクへの分析を交えて誘致事業を進めていただきたい。	44
13	意見	南九十九島海域利用円滑化協議会補助金 種苗放流等による漁業の活性化及び清掃活動による漁協の整備が必要であるという点は理解できるものの、本事業の内容として行う必要があるのかは疑問である。これらの活動に補助金を投入するのであれば、完全に別事業として審査を行い、改めて交付決定するか否かを判断すべきである。また、視察研修費についてもその成果が必ずしも明らかではなく、補助の対象とすべきか疑問がある。	45
14	意見	佐世保市新型コロナウイルス感染症対策・修学旅行誘致助成事業補助金 補助金の使途を見直すなどし、ハウステンボス関連施設に補助金の支払いが集中することがないよう是正すべきである。	46
15	意見	周遊パスチケット電子化事業補助金 周遊パスチケットの利便性を丁寧に説明し周知するなど、今後の積極的なPR活動によって多くの企業の参加を促すことが望まれる。	47
16	意見	俵ヶ浦半島観光コンテンツ検討事業補助金 本事業は自主財源の確保が難しく、総事業費に対する補助率は10分の9にもなっている。三年間継続して事業運営に取り組んではいないものの、今後も安定的な自主財源獲得は難しく、また現時点において補助金額に見合った効果があげられていると評価することもできない。補助金額の削減や事業内容の抜本的な見直しをする必要がある。	50
17	意見	松浦鉄道施設整備事業費補助金 補助金額及び使途の妥当性については今後も慎重に判断していく必要がある。	57
18	意見	島瀬美術センター特別展負担金 文化振興という性質上仕方がない側面はあるが、入館料及びグッズの売り上げを全額佐世保市に計上しているものの、佐世保市から交付された補助金額を補填するには至っていない。今後、補助金額を減らすよう試み、事業としても具体的な数値目標を設定していくべきである。	61
19	意見	アルカスSASEBO事業運営費補助金 アルカスSASEBOは佐世保市の文化振興の拠点という位置づけであることは理解できるものの、今後は市民にとって魅力ある自主事業を展開し、利用者増に繋げるよう努力すべきである。	62
20	意見	公益財団法人佐世保市学校給食会運営補助金(助成金) 本事業には監事が2名選任されており、監査報告が提出されてはいるものの、具体的にどのような監査を行ったのか不明である。監査の基準・方法を明らかにし、より詳細な報告を求めるべきである。また、役員報酬についても、常任理事の必要性が明らかではない。市としては、常任理事の任務内容を明らかにしたうえで、その必要性を疎明するよう求めるべきである。また、本事業には自主財源が存在しないという問題点も存在する。	63
21	意見	徳育推進交付金 佐世保市徳育推進事業交付金については、道徳教育につき中学校の科目採用されている等の事情はあるが、「徳」という概念が、本来抽象的、内面的規範であることに注意を要すると思われる。	66

22	意見	海洋スポーツ基地カヤックセンター管理運営負担金 本事業は、費用対効果について検討したうえで、事業継続の是非についても議論すべきである。なお、通常時は水難防止のための人数制限が必要であり、さらに、新型コロナウイルスによる利用者減少という酷な事情はある。今後、新型コロナウイルスによる需要減の回復予測等尽力していただきたい。	70
23	意見	佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金 地域コミュニティの活性化に必要な支出であったとしても、佐世保市の財政状況に鑑みれば総支出額の抑制も検討すべきである。本事業と内容が一部重複するような事業があれば併合し、また、事業者に対して、事業の効率化を図り事業費総額の抑制を徹底するよう求めるべきである。	85
24	意見	佐世保市コミュニティ助成事業補助金 申請及び交付時において、事業者に対して、備品等の必要性や用途について、十分説明・報告させるべきである。	86
25	意見	佐世保市防犯協会活動事業補助金 佐世保市防犯協会活動事業補助金について、申請及び交付時において、事業者に対して、防犯機器やキャンペーンの必要性や効果について、十分説明・報告させるべきである。	89
26	意見	佐世保市プロフェッショナル人材確保支援事業補助金 プロフェッショナル人材を確保することによって具体的にどのような効果が得られるのかより具体的に説明を求めるべきである。	109
27	意見	中小企業勤労者福祉サービスセンター支援事業補助金 本事業の使途・補助金額については見直しを行うべきであると考える。今後も本補助金を継続する場合、市民のニーズ、補助金等の要否や補助金等の対象について十分検討すべきである。	111
28	意見	魅力ある商店街創出支援事業補助金 本事業には少なからぬ補助金額が投入されているのであるから、今後は具体的な数値目標を設定し、より実効性のある企画を立案・実行していくことを求めるべきである。	111
29	意見	佐世保市消防団運営交付金 ①香典や見舞金など、補助金等の支出項目を見直すべきである。 ②申請及び報告時に、収支計算書や会議の議事録を添付させるべきである。	115
30	意見	栽培漁業事業化促進事業費補助金 事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。	139
31	意見	増養殖漁業振興対策事業 事業を実施するにあたって資料を提出させるなどする必要がある。	139
32	意見	佐世保市漁業者経営持続化給付金 数値目標が設定されていないところ、漁業者の一定期間後の経営維持については確認できると考えられるため、数値目標を設定すべきである。	139
33	意見	養殖漁業新展開創出補助金事業費補助金 「密回避のための自動給餌器導入のため」の経費に支出しているものが複数あり、これは単に感染防止対策のための事業である。また、その他にも養殖業者の経営支援という目的に資するものが不明な例があった。補助金交付決定にあたり、その趣旨・目的に合致しているか慎重に検討すべき。	140
34	意見	生産基盤整備事業費補助金 実績報告書の添付書類として「成果品又は成果を示す写真」が必要であるところ、この添付漏れがあった。適宜徹底されたい。	142

35	意見	離島漁業再生支援交付金（基本交付金） 収支計算書に「一式」とまとめて表示させるのではなく、各項目の詳細まで記載させる、その裏付けとなる領収書等を添付させるなど、支出内容が具体的に判断できるようにすべきである。	143
36	意見	中山間地域等直接支払交付金 本交付金について、「事業の実績」を具体的に記載させるとともに、その裏付けとなる資料を添付するように指導すべきである。	148
37	意見	多面的機能支払交付金 ①目的の定めが抽象的であり、具体的にどのようなものを目的とするのか不明確である。例示列举を加えるなどすることが好ましいと考えられる。 ②勘定科目を細分化し、それぞれの支出割合について収支表によって把握できるよう改善されることを検討されたい。	149
38	意見	老人福祉センター「やすらぎ荘」、「あたご荘」及び「よしい荘」運営補助金 老人福祉センターやその運営補助金の要否について、同センターの代替を別に求めることの可否等改めて検討すべきであると考えられる。	169
第3部 政務活動費			
第6章 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見			
39	評価	佐世保市議会政務活動費交付条例 交付対象を会派とすることにより適正な運用を担保しようとしている等、全体として適切である。	199
40	意見	佐世保市議会政務活動費交付条例 広報費と広聴費については、再検討を求める。	199
41	意見	佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程 添付資料中、様式2「政務活動費 燃料費 支払証明書」及び様式3「政務活動費 携帯電話使用料 支払証明書」は、政務活動費運用指針の「広報費」是正を検討する場合、適宜改廃されたい。	199
42	指摘	政務活動費運用指針 「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「（2）研修費」について、その使途基準の主な内容として、「委託費等：調査研究委託費等」が含まれているが、これについては、「（1）調査研究費」に移すべきである。	200
43	意見	政務活動費運用指針 ①広報費中「交通費」として、「会派所属議員のガソリン代支出につき、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10,000円を限度とする。」という明細を問わない制度について、撤廃を含め見直されたい。 ②前①に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「（3）広報費」の「カ. 交通費」について、適宜修正されたい。	201
44	意見	政務活動費運用指針 ①広報費中「電話代」として、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7,000円を限度とする」という明細を問わない現行の運用について、撤廃を含め見直されたい。 ②前①に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「（3）広報費」の「キ. 電話代」について、適宜修正されたい。	205
45	意見	政務活動費運用指針 政務活動費の分類として、広報費と広聴費を分割していることにつき、広聴広報費として再編成し、運用指針についても両者の統合等改良されたい。	208
46	意見	政務活動費運用指針 事務費につき、現行、全額の政務活動費からの支出を容認しているが、2分の1按分の適用を検討されたい。	209
第8章 自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見			

47	意見	大村湾議員連盟会費 本件支出については、全額適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出するべきであり、報告書不存在が違法認定の理由となり得ることについて、今後注意していただきたい。	218
48	意見	ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費 本件支出については、全額適法と考える。ただし、報告書を提出するべきであり、また、支出項目については研修費とすることに留意していただきたい。	222
49	指摘	沖縄視察（15名） 夕食代につき例外的事情がない限り容認しないこととする改正を検討していただきたい。	229
50	意見	東京視察（1名） 本件支出については、実質的には適法である。ただし、「調査研究」の中に、「国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情活動」は含まれていないとの形式的理由により全額違法と認定されるおそれがあるので、本件についての訂正及び将来における政務活動費の種別選択にあたって注意等検討されたい。	231
51	意見	新上五島町視察（1名） 長崎県女性協議会の実際の活動につき、男女共同参画社会の実現という目的との関連性について、同協議会の会員には、随時心がけていただきたい。	236
52	指摘	豊橋市・藤沢市視察及び行政管理講座受講 キャンセル料支出は原則認められないとする判例を参考に運用改訂するべきである。	241
53	評価	豊橋市・藤沢市視察及び行政管理講座受講 本件の報告書は内容が充実している。参考とするべきである。	242
54	意見	佐世保市宇久町視察（1名） 全額適法と考える。視察先の調査のみならず、住民への市政報告や要望聴取、その他苦情対応も行っており、二次的に広報及び広聴活動も行ったということであるから分類にあたり併記も検討されたい。	244
55	意見	佐世保市黒島町視察（1名） 本件支出は、全額適法である。ただし、報告書に記載しているとおり、議員による市政に関する住民への報告を約1時間行ったということであるから、分類上、「広報費」、「広聴費」の併記を検討されたい。	246
56	指摘	いのちを見つめる会講演会 支出額の多寡にかかわらず、報告書作成を徹底されたい。	248
57	指摘	佐世保鎮守府開庁130年記念式典 支出額の多寡にかかわらず、報告書作成を徹底されたい。	250
58	指摘	佐世保市老人福祉大会 支出額の多寡にかかわらず、報告書作成を徹底されたい。	252
59	意見	特定複合観光施設（IR）セミナー（2名） 本件支出は適法と考えるが、報告書作成を求める。	254
60	指摘	世界で最も美しい湾クラブ除幕式 支出額の多寡にかかわらず、報告書作成を徹底されたい。	257
61	指摘	消防出初式 支出額の多寡にかかわらず、報告書作成を徹底されたい。	259
62	指摘	若手認定農業者農地視察 報告書の提出失念事例と思われる。報告書作成・提出を徹底していただきたい。	261
63	指摘	ガソリン代 ガソリン代の包括的支出につき改廃の見直しをされたい。仮に、維持する場合、広報費以外の追加、自動車を使用した政務活動の記録等検討するべきである。	266

64	指摘	電話代 ①固定電話、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金（インターネット料金）については、広報費以外の項目追加の上で、会派控室経費として按分を適用されたい。按分率は2分の1が妥当と思われる。 ②携帯電話代の包括的支出につき改廃の見直しをされたい。仮に、維持する場合、広報費以外の追加、携帯電話を使用した政務活動の記録等検討するべきである。また、サブスクリプションサービス料の控除に留意されたい。	277
65	指摘	資料購入費 ①新聞購読料については、会派につき各紙1部原則を徹底されたい。 ②書籍購入につき、判例を考慮し、按分を要する場合があることを周知徹底されたい。	284
66	指摘	事務機器費 会派控室での事務経費は按分適用を検討されたい。按分率は2分の1を提案する。	287
67	評価	事務機器費 複合機につき、リース契約を利用し、経費の節減と蓄財防止を図っていることは適切である。	287
68	指摘	事務消耗費 ①本件支出中、ハンガーラック購入費のように事務と直接関連性が無いものの支出は原則許容されないこととその例について再度検討されたい。 ②その余については、会派控室経費として按分適用を検討されたい。按分率は、2分の1を提案する。	290
69	指摘	その他 本件支出中収入印紙代200円のように事務機器費に関連する費用も按分適用を検討していただきたい。	292
70	評価	その他 郵送料につき実費のみとしている点は評価されるべきである。これは、広報費として包括的なガソリン代及び携帯電話代支出を容認していることと対照的である。	292
第9章 自民党市民会議の令和2年度報告書の調査・意見			
71	指摘	倉敷市出張（4名） 「観光地、観光施設の視察」については、私的観光との境界が問題となることを周知徹底させ、必要に応じて按分適用または全額私費とすることの検討を求めようとしていただきたい。	299
72	意見	倉敷市出張（4名） 番号72の支出については適法と考えるが、報告書については、その内容につきより充実させることに努められたい。	299
73	指摘	岩国市・広島市視察（9名） 出張のキャンセル代については番号52と同じ。	303
74	指摘	呉市・広島市出張、財政研修（6名） 出張全体の内、報告書が作成されている部分とされていない部分がある。出張の報告書は、全ての視察先や参加した講習等について、網羅的に作成を要することを徹底されたい。	308
75	指摘	大阪市での財務研修（1名） 判例上、食事代は政務活動費からの支出について例外的にしか認められていないことを確認し、適宜運用改訂等検討されたい。	311
76	意見	スポーツ施設研修会 本件支出は全額適法と解する。ただし、報告書提出をしていただきたい。	318
77	指摘	前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会 低額支出であるとしても報告書提出は徹底されたい。	320
78	指摘	ガソリン代 番号63と同じ。	322
79	指摘	電話代 番号64と同じ。	328

80	意見	印刷製本費・郵送料 本件支出は適法と考える。ただし、報告にあたり郵送先を明確にする等今後の運用において検討されたい。	332
81	指摘	資料購入費 書籍購入につき、番号65②と同じ。	339
82	指摘	事務機器費 番号66と同じ。	341
83	評価	事務機器費 番号67と同じ。	341
84	指摘	事務消耗費 ①本件支出中、事務と直接関連性が無いものの支出は原則許容されないこととその例について再度検討されたい。 ②その余については、会派控室経費として按分適用を検討されたい。按分率は、2分の1を提案する。	345
第10章 自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和2年度）			
85	指摘	令和元年度緑政クラブ調査研究費（駐車料） 支出額の多寡に関わらず報告書作成を徹底されたい。	349
86	指摘	令和元年度緑政クラブガソリン代 番号63と同じ。	352
87	指摘	令和元年度緑政クラブ電話代 番号64と同じ。	356
88	指摘	令和元年度緑政クラブインターネット利用料 番号64①と同じ。	359
89	指摘	令和元年度緑政クラブ資料購入費（新聞購読料） 各新聞は会派毎に1部とすることを徹底していただきたい。	363
90	指摘	令和元年度緑政クラブ事務費 番号66と同じ。	365
91	評価	令和元年度緑政クラブ事務費 番号67と同じ。	365
92	指摘	令和元年度市政クラブガソリン代 番号63と同じ。	367
93	指摘	令和元年度市政クラブ電話代 番号64と同じ。	369
94	指摘	令和元年度市政クラブ事務費 番号66と同じ。	372
95	評価	令和元年度市政クラブ事務費 番号67と同じ。	372
96	意見	令和元年度市民クラブ大村湾沿岸議員連盟会費 本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出するべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。	375
97	意見	令和元年度市民クラブ鳥取県東伯郡琴浦町視察（1名） 本件支出につき適法と考えるが、報告書作成にあたり佐世保市の行政課題との関連性を記載する等報告書をより充実させることを求める。	378
98	意見	令和元年度市民クラブ北海道函館市等視察旅行（7名）、報告書の充実を求める。	381
99	意見	令和元年度市民クラブ愛媛県松山市等視察（7名） 本件支出は適法と考える。ただし、報告書の作成にあたっては、佐世保市の行政課題との関連性を意識するように留意されたい。	385
100	指摘	令和元年度市民クラブ市議会だよりの印刷費用及び郵送費用 広報誌については市政報告ではない部分に応じて按分適用されることを今一度確認、徹底していただきたい。	388
101	指摘	令和元年度市民クラブガソリン代 番号63と同じ。	391
102	指摘	令和元年度市民クラブ電話代 番号64と同じ。	394

103	指摘	令和元年度市民クラブインターネット利用料 番号64①と同じ。	395
104	指摘	令和元年度市民クラブ資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費） 本件支出の内、「議員NAVI Plus」年間購読料のように政務活動費以外にも使用可能なコンテンツ利用料は按分適用を検討されたい。按分率につき2分の1を提案する。また、書籍購入については、番号65②と同じ。	401
105	指摘	令和元年度市民クラブ事務費 番号66と同じ。	405
106	評価	令和元年度市民クラブ事務費 番号67と同じ。	405
107	意見	令和元年度公明党大村湾沿岸議員連盟会費 本支出については適法と考える。ただし、番号96と同じく報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。	407
108	意見	令和元年度公明党長崎県女性議員協議会費 本支出については適法と考える。ただし、同協議会での活動につき形骸化しないように留意していただきたい。	408
109	指摘	令和元年度公明党視察研修のキャンセル料 番号52と同じ。	410
110	指摘	令和元年度公明党沖縄県宜野湾市視察（2名） 番号75と同じ。	414
111	意見	令和元年度公明党沖縄県宜野湾市視察（2名） 本報告書では、出張の合理性を否定されかねないと思われる。具体的な視察結果や佐世保市の行政課題との関連性記載に努めていただきたい。	414
112	意見	令和元年度公明党新上五島視察（1名） 本件支出は、本監査の最終的な判断としては適法と考えるが、全部または一部違法の認定を受ける可能性があると考えられる。長崎県女性協議会の実際の活動につき、形骸化しないように努めていただきたい。	417
113	指摘	令和元年度公明党ガソリン代 番号63と同じ。	419
114	指摘	令和元年度公明党道路通行料 少なくとも、ETC利用料の支出に際して、いかなる広報活動を行ったのが判明する程度の報告書等資料を添付するべきである。	421
115	指摘	令和元年度公明党電話代 番号64と同じ。	424
116	指摘	令和元年度公明党インターネット利用料 番号64①と同じ。	426
117	指摘	令和元年度公明党事務費 番号66と同じ。	430
118	評価	令和元年度公明党事務費 番号67と同じ。	430
119	指摘	令和元年度社会民主党ガソリン代 番号63と同じ。	432
120	指摘	令和元年度社会民主党電話代 番号64と同じ。	434
121	指摘	令和元年度社会民主党事務費 番号66と同じ。	439
122	評価	令和元年度社会民主党事務費 番号67と同じ。	439
123	指摘	令和元年度日本共産党電話代 番号64と同じ。	440
124	評価	令和元年度日本共産党電話代 議員の携帯電話代を請求していないことは大きく評価できる。	440
125	指摘	令和元年度日本共産党事務費 番号66と同じ。	446
126	評価	令和元年度日本共産党事務費 番号67と同じ。	446

127	意見	令和2年度市民クラブ対馬市視察（7名） 本件支出につき適法と解する。ただし、報告書につき、視察者のみが把握し得る成果記載、佐世保市の行政課題との関連性を明確にする等より充実させることを求める。	450
128	指摘	令和2年度市民クラブガソリン代 番号63と同じ。	454
129	指摘	令和2年度市民クラブ電話代 番号64と同じ。	456
130	指摘	令和2年度市民クラブインターネット利用料 番号64①と同じ。	458
131	指摘	令和2年度市民クラブ資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費） 番号104と同じ。	463
132	指摘	令和2年度市民クラブ事務費 番号84と同じ。	468
133	評価	令和2年度市民クラブ事務費 番号67と同じ。	469
134	指摘	令和2年度公明党ガソリン代 番号63と同じ。	471
135	指摘	令和元年度公明党道路通行料 番号114と同じ。	472
136	指摘	令和2年度公明党電話代 番号64と同じ。	474
137	指摘	令和2年度公明党インターネット利用料 番号64①と同じ。	476
138	指摘	令和2年度タブレット端末通信費負担金 報告書の令和3年8月から令和4年2月までの通信料支払いの記載は誤記とのこと。適宜修正されたい。	479
139	指摘	令和2年度公明党事務費 事務機器につき番号66と同じ。事務消耗品につき番号84と同じ。	484
140	評価	令和2年度公明党事務費 番号67と同じ。	484
141	指摘	令和2年度日本共産党事務費 番号66と同じ。	488
142	評価	令和2年度日本共産党事務費 番号67と同じ。	488
143	指摘	令和2年度歩みの会ガソリン代 番号63と同じ。	490
144	指摘	令和2年度歩みの会電話代 番号64と同じ。	493
145	評価	令和2年度歩みの会電話代 携帯電話代請求につき、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求書発行料を控除しており、現行運用指針下において、政務活動費との関連性がないまたは乏しい部分を請求しないように努めている。	494
146	指摘	令和2年度歩みの会事務費 ①本件支出中、モバイルパソコン購入費については、按分2分の1がなされているが、私的利用の可能性がある場合には、按分3分の1導入を検討されたい。 ②その余の支出については、按分適用を検討されたい。按分率2分の1を提案する。	498
第11章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見			

147	意見	<p>広報費名目による包括的な支出容認慣行問題</p> <p>①「広報費」という項目により、ガソリン代や電話代の包括的な支出については、常に「広報活動の裏付がない。」という指摘がつきまとうことになることに留意を要する。抜本的な改廃が妥当と思われる。</p> <p>②議員のガソリン代や携帯電話代等の包括的支出を認めるのであれば、「広報費」での支出を認める運用ではなく、「事務費」、「要請陳情活動費」等を加えるべきである。また、自動車や携帯電話利用について、記録を作成するべきである。</p>	501
148	意見	<p>報告書について</p> <p>①報告書につき、過去に提出されているものは、佐世保市の行政課題の摘示と関連性を示す点で不足しているものが多かったと思われる。改善を求める。</p> <p>②出張に際して、駐車場代等少額の政務活動費支出の場合、報告書が無いことがあった。政務活動費の透明性確保の要請は、支出金額の多寡が影響するものではないことから、今後、報告書作成を励行すべき。</p> <p>③出張以外にも、事務機器、消耗品、書籍等購入にあたり、簡略でも報告書を作成することが有効である。</p>	503
149	意見	<p>平成22年監査結果</p> <p>①旅費につき、海外出張等長期、広範囲の移動を伴う場合、政務活動と私的観光の区別を積極的に行うことや行程表の作成の意見があった。これについて、再度検討されたい。</p> <p>②携帯電話料金につき、支出額7000円以下であれば満額支給を按分2分の1に改正するべきとした意見に従っているが、携帯電話使用額上限の見直しが行われていない。本監査では根本的な改廃を提言しているが、併せて検討されたい。</p> <p>③燃料費につき、支出額1万円以下は満額支給となる部分を按分2分の1に改正するべきとした意見に従っているが、本監査での抜本的改廃提言に留意されたい。</p> <p>④新聞購読料につき、会派あたり一紙一部までが徹底されていなかった部分の指摘があったが、その後も改善されていなかった時期がある。注意されたい。</p>	504
150	意見	<p>佐世保市の政務活動費制度につき、後払い方式採用を検討されたい。</p>	508